

第 2 1 回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成25年4月26日(金) 午後1時30分～午後3時30分			
開催場所	新潟市役所第1分館 6階 1-601会議室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也	出		
	山中 知彦		欠	
	黒野 弘靖	出		
	村山 和恵		欠	
	高松 智子	出		
	長谷川 美香	出		議事録署名
	砂田 徹也		欠	
	高橋 昌子	出		
	中村 脩	出		
	高橋 愛子		欠	
	佐藤 妙子	出		議事録署名
	伊藤 里恵子	出		
	小田 等		欠	
	番場 優	出		
	加藤 紘一	出		
	渡邊 英慎	出		
	遠藤 修司		欠	
	佐藤 学	出		
	高橋 猛	出		

(玉木まちづくり推進室長)

まちづく推進室室長の玉木でございます。よろしくお願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第に沿って進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、池田博俊都市政策部長より、ごあいさつ申し上げます。

(池田都市政策部長)

どうも皆さん、こんにちは。3月まで課長という立場で、この景観審議会でお世話になっておりましたが、4月から都市政策部長を拝命いたしました。同じラインでございますので、引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

今回、今日のテーマの「信濃川沿いのきめ細やかなルール作り」ということでは、先回3月14日になりますが、第20回の審議会でルール作りの報告をさせていただきました。時間が非常にタイトな中でのご報告でしたので、ご議論いただく時間があまりとれませんでした。我々といしましては、この件につきまして、審議会にお諮りするときに、市が成案を出して、それをいいか悪いかということ完成型でご議論いただくという形ではなく、審議会の中で議論を重ねながら、いろいろ意見を頂いたり、あるいは疑問点などを解決していきながら、ルール作り、成案作りということを進めていきたいと考えております。したがって、先回の報告から日があかないうちにすぐ、本当は次の日にでもやりたかったのですが、スケジュールの具合もございますので、大熊先生と調整させていただいて、できるだけ早くということで、今日、設定させていただきました。つい先般も、新聞にも取り組みのことが取り上げられていましたし、新潟のまちなか、都心軸、まさに萬代橋というものは要の橋です、場所です、景観の核です。そういったプレミアムブランドとしての萬代橋周辺の景観のあり方、まちづくりの方向性というものをしっかりと議論していただきたいと思っております。この審議会をはじめ、景観アドバイザーの方々ですとか、もちろん市民の皆様にもご意見を頂きながら、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ、今日これからの議論をよろしくお願いいたしますと思っております。

また、今後につきまして、前回3月の年度末に景観行政の総括をさせていただきましたが、その中でもご報告いたしました、景観重要建造物の指定や、屋外広告物活用地区の検討などについても時期を見て、折々タイミングを図りながら、審議会の皆様にご意見を頂きたいと思っております。

それでは、今日はよろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

次に、委員が1名交代いたしましたので、ご紹介させていただきます。

新潟県新潟地域振興局地域整備部長の高橋猛様です。

(高橋猛委員)

4月から新潟地域振興局地域整備部長になりました、高橋です。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

高橋様におかれましては、机の上に委嘱状をご用意させていただきました。これを持ちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますと存じます。

次に、年度が変わり事務局職員の交代もございましたので、改めて事務局担当者をご紹介させていただきます。自己紹介という形でしたいと思います。

(鈴木都市計画課長)

4月から都市計画課長になりました鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

改めて進行を務めさせていただきます。私も4月からまいりました、玉木でございます。よろしくお願いいたします。

(佐藤景観担当係長)

昨年度より引き続き、景観担当係長ということで、またお世話になります。佐藤です。よろしくお願いいたします。

(滝山副主査)

同じく引き続き、景観担当しております、滝山です。よろしくお願いいたします。

(加藤副主査)

同じく加藤です。よろしくお願いいたします。

(冨田主幹)

都市計画課の冨田と申します。この後、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

続きまして、本日の委員の出席状況をご報告いたします。新潟県立大学国際地域学部教授の山中知彦様、新潟青陵大学短期大学部助教の村山和恵様、弁護士の砂田徹也様、公募委員の高橋愛子様、社団法人新潟市建設業協会副会長の小田等様、社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の遠藤修司様。以上の6名におかれましては、本日、ご欠席であることをご報告いたします。また、新潟大学工学部の西村教授ですけれども、若干遅れてくるとの連絡が入っております。

次に、会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の次第でございます。続いて、座席表、第12期新潟市景観審議会委員名簿、いずれもA4判の紙になります。続きまして、前回の審議会でも使いましたが、「信濃川沿いのきめ細やかなルール作り」と書かれました。パワーポイントの資料でございます。後ほど、本日、ご意見をいただく要点のみ説明申し上げます。続きまして、書籍になりますが、「にいがた萬代橋—その100年—」という本でございます。こちらの書籍につきましては、萬代橋の成り立ち等が書かれておりますので、お時間のあったときにお読みになってご参考にしていただきたいと思います。続きまして、「新潟市の都市計画」という折りたたみのパンフレットになります。以上、6点でございます。不足がありましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の進め方等についてご説明させていただきます。本会議は、議事録作成のため録音しておりますので、発言前に、お名前をお願いしたいと思います。また、会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページに掲載いたします。あらかじめご了承くださいと思います。

(玉木まちづくり推進室長)

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(大熊会長)

今日は、皆さんご苦労さまです。

まず、今日、ご欠席の方が何人かいらっしゃいますけれども、委員は総勢 20 名のうち今日は 14 名出席ということでございまして、委員総数の半数以上は出席しておりますので、会議は成立しているということで、西村先生を入れないと 13 人になるのでしょうか。13 人でも過半数ですので、会議は成立しておりますので、よろしく願いいたします。もうすぐ、西村先生が来られると思いますけれども、今のところ 13 名の出席でございます。

それから、今日は傍聴者が 6 名おいでです。たくさん来ていただいて、ありがとうございます。傍聴を許可しない場合に該当しないということで、傍聴を許可したいと思います。それから、撮影されるということで、撮影に関しても許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

会議に入る前に、資料の書籍について説明してほしいと思うのですが、発刊当初から新しくなっているのですか。内容が追加されているのですか。

(事務局)

平成 16 年に重要文化財になった経緯が書かれて、その後、改訂されたものになっております。

(大熊会長)

後ろの奥付でいくと第 3 版となっているけれども、本当は改訂というようなことが入っていたほうが丁寧ですよ。これは昭和 62 年に出版されたときのままなのかと一瞬思ったのですが、開いてみると、新しいことも入っているので、そういう意味では、内容が改訂されているということですね。これはいただけるわけですか。

(事務局)

もちろんです。

(大熊会長)

ありがとうございます。それだけ確認したかったのです。それでは、会議に入りたいと思います。

まず、この議事録署名委員ということで、毎回お願いしておりますけれども、順番にいきます。今回は、長谷川美香委員と佐藤妙子委員に署名委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、まだ西村さんはおいでにならないのですが、会長職の代行者に西村先生をお願いいたしました。前回、欠席でしたけれども、その後、お会いして確認しまして、了解いただいたことを報告しておきたいと思います。

それでは、議事に入る前に、前回、加藤さんのほうからご質問があったと思います。広告物の手数料に関してどうなっているのかといったようなことだったと思いますけれども、それについて、事務局からご回答をお願いいたします。

(事務局)

事務局から回答させていただきます。前回の審議会で、加藤委員より屋外広告物の許可申請手数料の年間収入額と、その使用方法についてのお問い合わせがございました。平成 24 年度につきましては、まだ数値のほうが確定しておりませんので、参考ということで、平成 23 年度の決算の数字をお伝えさせていただきます。年間の許可申請手数料の収入額で

ございますが、約 1,400 万円になります。この額は、条例の規格基準を改定しました、平成 18 年から平成 23 年までのほぼ平均値ですので、例年並みということになるかと思えます。あとはどのように使われているかにつきましては、特定財源ではございませんので、この広告の収入につきましても、一般歳入の中に組み込まれまして、ほかの財源と合わせて市の施策に使われることとなります。以上でございます。

(大熊会長)

加藤さんよろしいですか。

(加藤委員)

はい。

(大熊会長)

一般のところに入れなくて、景観とか、そういうものに使えたらいいのではないかとこの気もするのですけれども。

西村先生がおいでになりました。もう始めておりました。西村先生が、私の職務代行者になっていただいたということで、ご報告申しましたので、よろしくお願ひします。

それでは、前回、ご説明いただいて、皆さんからご意見をいただく時間があまりなかったもので、この会を開かせていただきましたけれども、議事「信濃川沿いのきめ細やかなルール作り」について、もう一度、事務局からご説明いただいて、その上でご意見をいただくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

都市計画課の冨田と申します。

これから、「信濃川沿いのきめ細やかなルール作り」についてと題しまして、前回 3 月 14 日の景観審議会でご説明いたしました内容を、今回は、新たなルールの部分だけ、まずは簡単にご説明させていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。お手元に画面と同じ資料を配付しておりますので、必要に応じご参照ください。では、説明させていただきます。よろしくお願ひします。

新潟市の景観計画は、平成 19 年にできておまして、その後、信濃川沿線ではいろいろな建物ができたということもあり、もう一度、景観計画を見直して、信濃川沿いに合ったきめ細やかなルールを作っていこうと考えているところであります。平成 19 年の景観計画のときに、景観形成基準のところ、信濃川沿線の大きな特徴として、建物の高さを 50 メートル以下にしましょうというルールも、つけさせていただきました。今回は、その部分も含めまして、信濃川沿いにあったルールというものを新たにご提案させていただいて、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今回、信濃川沿いの新たなルールの提案の基本的な方針としましては、まず、一番最初にエリアごとのきめ細やかなルールがもっと必要なのではないかと。今、信濃川沿線、本川大橋から河口まで、同じ一律のルールになっておりますので、そこをもっとエリアごとにきめ細やかなルールを作ったらどうかということと考えております。その中でも 50 メートルの高さ規制を見直ししたらどうか、さらにエリアに応じたきめ細やかなルールがあったらいいのではないかと考えています。また、二つ目につきましては、萬代橋周辺から信濃川、さらに弥彦・角田が見える眺望というものが新潟市民の財産でもありますので、そう

いったものを守る仕掛けが作れないかということでございます。三つ目につきましては、市民・地域住民の皆様との合意形成をしながら景観作りを進めていってはどうかということです。この三つの基本方針をまず最初に掲げまして、ルールをまとめております。

三つの方針による新たなルールとして、1. 開放感と賑わいがある萬代橋周辺のまちなみ誘導、2. エリアごとのきめ細やかな景観形成基準、3. 萬代橋からの眺望を守る仕組みの3つを提案しています。これから、この三つの新たなルールをご説明いたします。

まず、一つ目ですが、開放感と賑わいがある、萬代橋周辺のまちなみ誘導ということで、先ほど申しましたとおり、今の景観形成基準につきましては、本川大橋から河口までの一律、この赤いラインにつきましては、建物の50メートル規制というものになっております。今回、新たな提案としましては、特に萬代橋周辺をまずピックアップいたしまして、萬代橋を挟んだ八千代橋から柳都大橋のいわゆる新潟市の都心軸、新潟市の中心市街地に当たる部分をまずピックアップしております。この中でも、今現在、いろいろな高さの建物があるところなのですけれども、平成19年に景観計画ができてから、今のところ新しく50メートル以上を超えたようなビルは見られませんが、今、やはり景観を今後、もっとよりよいものにしようということで、まず今回、一つご提案したものが、あくまでも一例なのですけれども、まず一旦、建築物の高さを30メートルまで落としてみましょう。さらに落としたけれども、新潟市のまちづくりにとってよい影響を与えるものにつきましては、段階的な高さを設定して、例えば、ここまでいいことといいますか、よい影響を与えるようなものが考えられれば50メートルまで、さらにもっとよりよい影響が出るものにつきましては、50メートルを超えるようなものを作ってもいいのではないかなというようなルールになっております。

上の絵のほうを見ていただきますと、まず今現在、50メートルというものは、一応、緊急避難的な対応として設定させていただいたものになります。今回、新たなルールの一例としましては、一度、この30メートルまでの高さを設定します。ただし、周辺のまちづくりにより影響を与えるようなものにつきましては、例えば、STEP2、STEP3というような段階的な高さを設定してもいいのではないかなというようなものになっています。今回、どういったものについて、その30メートルを超えてもよいのかというような視点なのですけれども、よい影響を与えるものということで、まず一つ目には、良好な市街地環境の維持・形成と。二つ目につきましては、萬代橋周辺の魅力向上につながるもの。三つ目につきましては、地域との合意形成が図れるような視点から、今のところ、これも案、一例なのですけれども、例えば、地域コミュニティの形成を図ったり、あとは都市景観のデザイン性に優れていると。さらには、賑わい創出。やはりやすらぎ堤とか、萬代橋、その周辺にまずもって賑わいを作れるような施設を持ってくるか。さらに最近では自然環境、あとは防災といった地域、周りにいい影響を与えるようなものについては、総合的に判断しながら、また作り手側の創意工夫もどんどんとよりよいアイデアをいっぱい入れていただきながら、まちづくりにより影響を与える計画については、柔軟に建築物の高さを設定できないかということで考えているところであります。

これもイメージということで出させていただきますが、今現在、赤いライン内で高さ50メートルまでは、比較的、景観形成ルール、今の景観計画に則ったものであれば作れるような状況であります。一旦30メートルという高さに落としながら、よいものは50メー

トルなり、50メートルを超えるような考えのもと、建築物のよりよいまちなみとか、開放感といった考えのもと、まちなみの流動が図れないかなということ、今、考えているところでもあります。

二つ目、エリアごとのきめ細やかな景観形成基準ということで、これもお手元の資料は大変字が小さくて申し訳ありませんが、今現在は一律でかかっているものを、例えば、本川大橋から千歳大橋、千歳大橋からJRの跨線橋、また八千代橋、あと柳都大橋というような橋の部分で、少しエリアを細かく区切ってみまして、そのエリアにまずはどういった魅力があるか。例えば、こういったキーワードとしては歴史であるとか、水辺、賑わい、開放感、弥彦山の眺望、そういったものがこのエリアの中にあったり、なかったりするところもありますので、そういったエリアも地域の特性に合わせたルール作りというものを、今後、進めさせていただければと思っております。これにつきましては、まだ大きな方針という形でしか出しておりませんので、今後、また細かいエリアごとにどういったルールができるかというものにつきましては、後日、また説明できればと思っております。

三つ目が、萬代橋付近からの弥彦山の眺望エリアということで、弥彦山と萬代橋周辺から弥彦山、角田山が臨めるような景観を今後、残していきたいという考えのもと、どういった仕組みができるかというものを考えていただくこととなります。今現在は、萬代橋右岸の橋詰め、または橋を渡っていくと、橋の真ん中辺りから川側、上流側のほうを見ますと、弥彦山なり、角田山が見えるような状況であります。ただ、これも今後、今、白くなっているエリア。これもあくまでも想定エリアでしかありませんけれども、こういったところに、例えば大きな建物ができてしまうと、弥彦山、角田山が臨めないような眺望もできあがってしまうような可能性も、今後、あろうかと思っておりますので、そういったときに対応できるようなルールというものが、やはり必要ではないかということ、今考えているところでもあります。ただ、これにつきましては、やはり弥彦山、角田山が見えるというような位置だとか、そういったエリアについても、今後、詳細なものをきちんと出していかなければいけないなというように思っておりますので、これもあくまでもまだ今のところ事務局の提案ということで、今後、さらにどういった形で守らせればいいのか。どういったルールが必要なのかということ、今議論していければと思っております。

これ（資料 P16）もあくまでも想定ラインですけれども、今、萬代橋の橋詰め付近から上流側のほうを見ますと、今、数字がH=50メートルとありますが、大体、千歳大橋の近くまでいけば、50メートルくらいの高さがあると、少し山が見えなくなる可能性があるかなというように想定されるラインがあります。どういったエリアにどのくらいの建物があれば眺望が阻害されるかというようなものを、今後またきちんと出していければと思っております。

私のほうからは、以上の大きな新しいルールの提案ということで、三つほどご説明させていただきましたが、今回、景観審議会ということで、いろいろといい意見をいただきながら、今後、市民の皆様と地域の方々、あとは建築業界、いろいろな業界の方、専門家の皆様といった方々との意見交換などを踏まえながら、また今後、ルール作りのほうに向けて動いていきたいと思っておりますので、今日はまたご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

(大熊会長)

ご苦労さまでした。新しいルールを皆さんと相談しながら作っていかうということですので、まだいろいろ、これから細かいところを決めていかなければならないというところがたくさんあるわけですが、皆さんからご意見どんどんいただいて、反映させていきたいということですので、ぜひご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

少し説明が遅くなりまして申し訳ありません。目の前にある模型ですが、今ある信濃川沿いの建物などを模型に表したものになっております。スケールにつきましては、縮尺が500分の1のサイズということになっております。朱鷺メッセ、万代島ビルにつきましては、若干、位置がずれておりますけれども、概ね500分の1のスケールで、現在の建物の高さを復元したのになりますので、こういった作業、シミュレーションなどもしてしながら、ルールをまとめてきております。よろしく願いいたします。

(大熊会長)

それでは、ぜひどういった点からでもけっこうですので。最初に私から、12ページの図を出していただけますか。これを見ると、何か斜めに線が書かれています。川側からセットバックしながら高さを規制するのかなという印象を与えるのだけれども、そういう意味もあるのですか。

(事務局)

そういった考え方もあるのかなということで表したのになります。例えば、川側につきましては、低く、また少し川から奥にいったら若干高く。また、さらにもっと奥に行けば、もっと高くしてもいいというような、階段型の考えもあると考えておりますし、あとは少し川側から離れたところからであれば、例えば、点線でありますけれども、このように50メートルを超える建物も造れるようなことも考えられるのかなというようなことで考えている絵になります。

(佐藤妙子委員)

高層のマンションが川のところにぴったりと、それこそ沿岸道路にずっとつながっていますよね。下(しも)のほうからがんセンターのほうまで。もうマンションが建っているので、それ以外の土地で高い建物は建たないのではないのでしょうか。

(事務局)

今は、建物がずらっと並んでいるような状況ですけれども。

(佐藤妙子委員)

すごいいっぱい高層マンションがずっと川沿いに建っているのです。

(事務局)

今後、かなり先になるかもしれませんが、建て替えたり、空き地もところどころ見られますので、景気がよくなれば、また、マンションなどができる可能性もあると考えています。

(中村委員)

中村です。いくつか質問なのですが、景観法に基づく景観計画の運用開始は平成19年4月ですね。そこで高さ制限が50メートル以下ということになったと思うのですが、この根拠がよく分からないのですけれども、なぜ50メートルなのか、ほかの都市と比較した場合、新潟にとって50メートルが適当なのか、根拠が少し分からないので、その辺、質問したいのですが。

あと、その次の5ページの上から4行目の、「信濃川らしい空間づくり」とあるのですが、信濃川らしい空間づくりというのがビジョンに関わってくるのかなと思うのですが、信濃川らしい空間づくりというのはどういう意味なのでしょう。あるいは萬代橋。萬代橋のある信濃川。信濃川というのはこういうイメージなのだよとか、こういう歴史があるのだよということが、何か調べれば分かるのかもしれないのですけれども、ここで考えられるイメージです。信濃川らしい空間というイメージって何なのかということを知りたいと思うのです。あと10ページの一番下の新しいルールの一例というところで、STEP1、STEP2、STEP3とありますが、これは川のすぐそばでも50メートル超の建物が建てられることもあるのかなと。次の12ページのほうは、セットバックして、河岸道路のすぐ近くは30メートルまでしか建てられないという案になっているのですが、あくまでも案なのかという点ではいいのですが、どちらを考えたらいいのかなと思います。とりあえずこういったところです。

(大熊会長)

それでは、最初のなぜ50メートルにしたのかと。これは前も前から議論があったと思うのですけれども。

(事務局)

50メートルという数字につきましては、景観計画ができる前にできたマンションの高さが大体50メートル前後のようなものが多く見られたということもありますので、概ね50メートルくらいのラインであれば、スカイラインの統一みたいなものが図れるのではないかとということで出した数字になっております。

2点目ですが、先ほど言われていた信濃川のイメージの部分につきましては、資料の6ページ目の部分です。新たなルールの視点ということで、先ほど、中村委員も言われましたとおり、やはり重要文化財という萬代橋の歴史だとか、あと信濃川は日本一の大河でもあり、やすらぎ堤もあり、ここには自然だとか、水辺というものがあることから愛されているような場所でもあります。さらには300メートルという川幅もありますので、やはり大きな信濃川の開放感だとか、あとは昔から弥彦山とか、角田山が臨めるような眺望が残っている場所です。さらには、ここは都心軸ということで、新潟駅から古町をつなぐ中心市街地の一部を形成しておりますので、このエリアにはやはりこういった賑わいというものもあって、市民の方、もちろん観光客なり、来街者の方もここに訪れて、いい景観が楽しめるスポットにもなっているというようなイメージをまとめていきながらといったものになっております。

あと三つ目の部分につきましては、先ほど、大熊先生からもお話のあったとおり、これもまだ階段状がいいのか、川側まで、本当に50メートル以上のものをどんと持ってきてもいいのかということにつきましては、まだこちらもいろいろとご意見等をいただきながら、

どういったルールができるかということで今、考えているような状況ですので、この場で、またいろいろとご意見をいただきながら、今後のルール作りの参考にさせていただければと思っております。

(池田都市政策部長)

まず最初の中村委員のなぜ 50 メートルかということなのですが、平成 18 年の景観ガイドラインは、実は私が当時、作ったものなのですけれども、当時、これから政令市になるという勢いのある時期に、非常に東京資本等が入ってまいりまして、信濃川沿いにマンション計画が林立するような計画が集中したという時期に、市民の方々が新潟は、信濃川の空間を守らなくていいのかという大きな反対運動を起こされました。なかなか一気に法的にそれを抑えるとか、取り締まるということは難しいものですから、スピードが求められます。そこで景観ガイドラインという形で一定の歯止めをかけようという考えでございました。そのときに何メートルがいいのかという議論になるのですが、それもやはり、先ほど、緊急避難的というご説明もさせていただきましたけれども、今、実際に当時建っていたマンション、建物、これとスカイラインの概ね高さが、あまりでこぼこしない高さであれば整うという、そのときの緊急避難的な、暫定的な意味合いで、既存の建物と同規模ということで、50 メートルというものを設定したものです。今、ここでこれから議論させていただきたいのは、高さが 50 メートルであれば何でもいいのか。それで本当に信濃川の周辺の新潟の景観が守れるのかというところがスタートになっております。ですので、今ほどの 12 ページですとか、10 ページですとか、これはあくまでイメージで、考えられる、我々がとりあえずこれまでいろいろ積み重ねてきたものであり得る事例として挙げていますので、こういったことを土台にして、この審議会の皆様方に議論していただければと思います。それから、信濃川らしい空間。これもまさにこの審議会の中で委員の皆様方が抱く信濃川らしさというものをぜひご意見をたくさんいただいて、イメージを作り上げていければいいなと思っています。そのために必要な歴史背景ですとか、さまざまな自然環境等のデータといったものを用意させていただいて、議論の一助としていただければと考えております。

(大熊会長)

ありがとうございます。50 メートルというのは、なかなかきちんとした理由があったわけではないわけですが、学問的根拠とか、そういうものがなかったわけではないと、私は思っております。今後、50 メートルに固執する必要もないことが一方であると思えますけれども、一応、50 メートルということで、今までやってきましたから、その辺を少し考慮しながら、新しいルールを決めていくということになるのではないかと、私は理解しているところであります。

そのほかいかがでしょうか。

(加藤委員)

加藤でございます。今、建物の高さということで話されていますが、建物の上の工作物で、看板だとかを建てるときの今の基準であれば、ビルの高さの 3 分の 2 以下だったかのものが建てられるということですので、建物が 30 メートルであれば、その上に工作物が 20 メートル弱まで建てられるという問題があるので、はっきり 20 メートルとは言いませ

んが、建てられるというのが今の市の条例でありますので、その辺も考えながら、検討されたほうがいいのではないかと考えています。

(大熊会長)

その辺はどうですか。広告物に関しては、今のところ特に。

(事務局)

事務局です。今、屋外広告物のルールのお話が加藤委員からありました。お話しされたのが、建物の上に設置する屋上広告のお話をされております。屋上広告の高さに関するルールといたしまして、建物の高さの3分の2までというルールと、もう一つ、最大で15メートルという二つのルールがあります。ですので、必要以上にすごく大きな高さのある屋上広告が作られることはないかと考えております。

(大熊会長)

今のところ、それでは広告物に関しては、従来のルールをそのまま沿線に対しても当てはめる考え方ということですね。

(事務局)

必要があればそれも一緒に議論いただければと思います。

(大熊会長)

ほかに、いかがでしょうか。

(中村委員)

都心軸のど真ん中といいますか、新潟で一番価値のある地域の一つかと思います。そこで50メートルという制約を作ったことによって、何らかのトラブルがあったのではないかとと思うのですが、今後、またこういう制約といいますか、新たな計画を立てるということになる、想定される苦情とか、トラブルとか、権利を制限することになる部分もあるわけですから、そういったトラブルの予想といいますか、予定というものはあるのかどうか。50メートルにしたときに、具体的に何かあったかどうか。その辺をお聞きしたいと思うのです。

今回のこの案としては、50メートルにこだわらないということになったわけで、制限を外している部分もあるかと思うのですが、それは、例えば、開発業者から圧力等がその裏にはあったのかなというように、私も少し考えるのですが、そういった情報等があれば、教えていただければと思います。

(池田都市政策部長)

景観ガイドラインの当初、50メートルにするというときには、やはり市民の声というのが非常に強いということもあったので、不思議なくらい反対というのはなかったです。割とすんなりと進みました。今回、50メートルを外すというように、皆さんおっしゃいますけれども、このイメージを見ていただくと、逆に30メートル強めるというように見ていただいたほうが正しいかと思います。本当に高さだけではなくて、機能を含め、見栄えも含め、市民のための景観であれば、ボーナスとして50メートルなり、それ以上なりというものを認めていこうと。そういう趣旨でございます。もちろん圧力などというのは、一度も受けたことはございません。

(中村委員)

具体的な中身がよく分からないので、どういう魅力的な建物を計画すると50メートル以上を得られるのかなという内容が見えてこないといえますか、それは当然、今後の問題ですね。

(大熊会長)

ここで審議するかも分からないから。ちょっとそれは無理かもしれないけれども。

(中村委員)

いい案が出てきたとして、それを当然、審議会でもむわけですね。

(大熊会長)

細かいところまでやれるかどうかですけれども、最初の一、二例は、もしかしたら審議会でもいいか悪いかやるということもあるかもしれないけれども、ある程度いったら、それは皆さんにやってもらうことになるでしょうし、その辺分からないですね。いちいち審議会ですべてやっていくということは難しいのではないかと思います。判断基準がいろいろあるので。

(池田都市政策部長)

今のお話で、やはりいいものとは何だということを客観的に判断しないと、それはそれぞれの財産を所有される方の締めつけに一方でなるわけですので、そこは公平性というものは絶対に求められます。京都とかもそういう制度があるのですが、やはりそういう市議会で一回、横浜もそういうものがありますけれども、最初は、我々としては、幾つもの審議会を作るというよりは、スタートは都市景観審議会を活用させていただきながら、またあり方も含めてというようなイメージではおります。

(大熊会長)

私のほうから質問いいですか。16ページのところで、弥彦・角田の眺望のことを考えると斜めに行って、今、考えている30メートルの規制よりもきついところが出てきます。その辺は、どのようにボーナスをあげるのか何かしてクリアしていくのか。規制が厳しいところに対してはどうするのか。何かご意見ありますか。

(事務局)

今のお話のところは、例えば、これはあくまでも法定のラインがありますけれども、25メートルのような建物があれば、少し見えづらくなるというようなところがあったりします。もちろん、今現在も、少し遠くにいきますと、やはりいくつかマンションがあったりしますので、あまり高くはなくても、やはり少し見えにくいなというように思わせるようなマンションもありますので、そういった今あるマンションも、当然、今後、建て替えの時期にきますと、やはり今と同じ高さまで作ればいいのか。それでもやはりこういったルールがあるのだから、もっと低くしなさいというような指導をすとか。いろいろルールの重みをどのようにするのかにつきましては、まだ答えが出ていない状況であります。やはり奥にいきますと、例えば、少し奥のほうへ行って、50メートルよりもっと高いものが本当は作りたいのに、こういった弥彦山、眺望を守るために実際に作れなくなるということで、やはりそれは新潟市にとっても、あまりいい影響を与えないような場合も出てきますので、そういったことも考えながら、どういう重みを持たせる、どういうルールにするのかというものにつきましては、まだ検討が必要だと思っています。

(大熊会長)

特にその場合だと、要するに今までは川の縁から 100 メートルの範囲で議論していたのが、ずっと広がるわけですね。

(事務局)

そうですね。この絵を見ますと、やはり今はこの赤いラインだけだったものが、もっと奥、遠くまちなかのほうもどンドンと入っていくようなルールになっておりますので、そういった広いエリアで重みを持たせて、厳しくしてしまうのがいいのかどうか。その部分につきましては、やはりまだ課題があるのかなとは思っております。

(大熊会長)

それをやるとするとなかなか厳しいですね。

そのほかいかがでしょうか。

(長谷川委員)

長谷川美香です。

どうして規制をかけるのかというようなところから考えたときに、弥彦山・角田山の眺望をどうして守るのと聞かれたときに、どのようにお答えするのか。なぜこれを守らなければいけないのというところをやはりきちんと明確に答えを出しておくべきではないでしょうか。どのように考えたのか、根拠を明示していただきたいと思います。それを考えるということなのですか。

(大熊会長)

みんなで考えて、長谷川さんも考えて。

(池田都市政策部長)

今のお話で、やはり景観というのはシンボルが何かということだと思うのです。例えば、城下町ですと、熊本城とか、姫路城とか、完璧にだれもが認めるそのまちの景観のシンボルなので、それを見るために邪魔になるものは、何とかやっ払いこうということは分かりやすいと思います。新潟市の景観のシンボルというのは何か。かつて、新潟大学におられて、京都大学へ行って、今、広島へ行っていらっしゃる樋口忠彦先生が、新潟の景観のシンボルは空だということにおっしゃったのです。新潟の広い空を守るにはどうするかということをおっしゃっていたのです。また、この場の話から見ると、今、暗示的に弥彦山、角田山の眺望ということも挙げておりますけれども、これでいいでしょうかということも含めて、やはり皆さんと議論が深まっていければいいと思います。

(中村委員)

弥彦山・角田山が見えたほうがいいという理由というのは、もしかしたら、昔から絵図とか、浮世絵とかにあります日本橋と富士山のイメージなのかなと思うのですが、現にかなりもう見えなくなっているのです。そういった見方で景観を守るという見方も一つ必要なのだと思うのですが、新潟の場合は、萬代橋が富士山に当たるのではないかと思います。萬代橋を見るために、周りの景観を気にすると。萬代橋の景観を守るために周りも整備すると、きれいに整備するという考え方が必要かと思うのです。ですから、この写真によると、萬代橋に立って山が見えるかどうかという考え方なのですが、萬代橋の周りに立って、萬代橋のアーチがきれいに見えて、しかも背景にビルもきれいに建っていると。いいビル

が建っていると。山も見えるという、あるいは信濃川の水面もきれいに見えるというような観点が必要かなとは思いますが。ですから、多面的にもう少し考えていただいて、これだと萬代橋のあるポイントから見てどうかということだけなので、萬代橋を見るためにどうするかという、私はカメラマンですから、カメラマンとしての事情でもありますけれども、一般の方が、やはり萬代橋を見るということも、もちろん大事だと思うので、萬代橋はアーチが命だと思うのです。そのアーチをきれいに見せるという関係も必要かとも思います。

(大熊会長)

今の点について何かよろしいですか。

今までも萬代橋がよく見える、眺望の場所をどうするかという議論はたくさんあったのですが、あまり進んでいないですね。特に対岸から見たときの景色、水面幅は少し狭いですけれども、萬代橋の幅が307メートルくらいですから、概ね300メートルくらいの空間があって、対岸から見たときに、50メートルというのはそういうことも若干関係していたのではないかと思うのです。300メートルあって、高さが50メートルという角度は何度か忘れましたが、その角度もあったと思うのですが、対岸から見てどうなのかという視点も入れておく必要があるだろうとは思っています。

(高松委員)

エリアごとのきめ細かなということで、7ページの(3)市民・地域住民との合意形成が一番大事なことかと思えます。これに対して、今、景観のお話をしていましたが、市民、住民のそれぞれの思いというのは原風景との関係が違ふと思うのです。一方的にこれがいいとか悪いとかというお話をしているのではなく、先ほど池田部長からお話がありましたように、どのようなものがよくないのかという、住民に対しての啓発といったことで、市民が高い意識を持つことのほうが大事なのではないかと思っています。以前、私が下(しも)町のほうでカラーウォッチングと称してまち歩きをさせていただきましたときに、正直な話、非常に驚きました。市民というのは日常の生活の中で景観を見ているのですが、景観というのはどのようなものなのかということあまり意識されていないということがすごくよく分かりました。

例えばピンクの建物などがあつたら、きれいな色ねとおっしゃって、色としては見るのですが、町並みとしての色のとらえ方というのはしなかったのです。これは、私たち意識を持っている人たちはそういうレベルで見ているのですが、市民のレベルではそう感じていない人もいらっしゃるわけです。これがいいとか悪いとかという結果に対してはそれぞれの思いというのが多分に入っていると思いますので、いいものをつくるということであれば、やはり啓発的なことが日常の中で必要だと強く感じております。そういった啓発活動を今後逐次行っていただきたいと思えます。

(大熊会長)

ありがとうございます。

市民にいろいろと考えてもらうという意味では、シンポジウムなどが必要だろうと思うのですが、新潟の信濃川の萬代橋周辺と、例えば日本橋があつて、隅田川の両岸と比較して、隅田川のほうはどこが優れていて、新潟のどこが優れているといった比較。隅田川だけではなくて、テムズ川でもセーヌ川でもローマにある川でも、そういうものと比

較する絵をいっぱい出していただいて、新潟の場合はこんなにすばらしいといったことを出していけば、皆さんの理解が少し深まっていくと思うのです。比較対象物がないと理解しにくいので、ぜひそういった作業もやっていただいて、隅田川よりこちらにほうがこんなにすごいのだというところをいくつか聞き出してほしいという気がするのです。私は景観の専門家ではないから、樋口先生がいたら樋口先生にやってもらいたいと思うところなのですが、そういうことも必要なのではないかという感じがしています。

7 ページのところは、弥彦が先にくるのでしょうか。角田の次ではないかと。角田山は新潟市の山ですから。多宝山は新潟市ですか。多宝山というのは出てこないですね。弥彦山、角田山で、多宝山というキーワードは全然出てきませんよね。あれのほうが山らしく、遠くから見ると、多分、多宝山のほうがぱっと見えていると思うのですが。皆さんが登っている山としては角田山のほうが圧倒的に多いのではないかと思います。こだわって申し訳ないのですけれども、順番も気になります。私は弥彦と角田にどちらに登るといったら、ほとんど角田に登ります。そういう意味では、新潟市民はかなりの人が角田にいろいろな思い入れがあって、それが見えるか見えないかというのは大きなポイントになるのではないかと思います。

また、12 ページを見ていただくと、もしそういう方向でいくとしたら、私は角度が議論になってくると思うのです。45 度というわけにはいかないだろうし、どれくらいなのかということで、今までの規制が平均値 50 メートルだから、平均値が 50 メートルくらいになるような角度でやっていけば、30 メートルからはじまって、一番端っこで 100 メートルくらいでしょうか、そのようなところで、トータルの平均値が 50 メートルくらいという目安で角度を決めるのも一つの考え方なのではないかと思っています。ローマの場合は角度が何度だったかおぼえていませんが、決まっていますよね。川からだんだん遠くにいけば高くできるという規制になっていて、その角度も議論になるのではないかと思います。角度を決めるときの根拠が、昔、50 メートル規制をやっていたから平均値がちょうど 50 メートルくらいになるようにしましたというこじつけかなと思ったりもしているのです。

どのようなことでもいいですから、いかがでしょうか。

(佐藤学委員)

北陸地方整備局の佐藤でございます。先ほどから、今現在、50 メートルという高さの規制があって、まちづくりによい影響を与える三つの要件がありますけれども、まず 1 点は、三つすべてを満たしたらボーナスを与えるという考え方なのか、1 あるいは 2 あるいは 3 なのか、多分、すべてだと思っているのですけれども、その確認と、今、スカイラインの連続性ということから 50 メートルという規制をしているのですが、まちづくりによい影響を与えるボーナスとして 50 メートル以上がある場合、スカイラインの連続性という観点は、原則というか底辺のところできているのですよねという、その 2 点を確認したいと思います。

(事務局)

まず一つ目、よい影響を与えるものということで三つ、良好な市街地環境の維持・形成、萬代橋周辺の魅力向上、地域との合意形成ということで、これもあくまでも一例ということで考えております。もちろんすべてクリアしていけば、よりよい建築物と認められるも

のようになってくると思いますので、そういったものについては30メートルとしたものを上乗せするような形で、現在、考えております。もちろん、三つ満たすということであれば理想なのではないかと思っておりますが、ただ、すべて満たすというのも条件がなかなか厳しいということもありますので、その判断につきましては、今後、これらにつながるものがどういった判断基準であればいいのかとかといったことが必要になってくると思いますので、そういったものについては、今後、ご意見をいただきながら、検討を進めていければと思っております。

スカイラインの連続性につきましても、今回、いったん、スカイラインの統一ということで50メートルで図っておりますけれども、先ほど申しましたとおり、これは緊急避難的なものでもあるという考えのもと、50メートルより小さくても大きくても、いいものは萬代橋周辺にもっと持ってきて、まちづくりに貢献していただければ、スカイラインの統一というものが少し飛び抜けても、よりよいものと認められるのではないかと考えております。

(中村委員)

この図(資料 P12)にもあるように、一番下のほうに津波避難ビルというのがありますが、東日本大震災後、どこで津波が起こってもいいという考え方でやっていると思うのですが、うちの町内は信濃川の近くなので、津波があったときにどうしようという議論があります。近くにマンションがあって、そこを避難所にしようという話が当然持ち上がるのですが、実際にはマンションの管理組合がオーケーしないということが多いと思うのです。萬代橋周辺に関してはそれがあってはいけないのではないかと思います。これだけ公共性の高い場所で、たくさん人が集まる場所なので。考え方としては、一般の人もできるだけ利用できようなマンション、建築物を建てるという考え方を組み込んでいただいて、例えば朱鷺メッセなどですと、夜はあがれないと思うのですが、当然上にあがったりできるわけです。ある程度の規模のマンションを建てる時には、一般の人の緊急避難にも使えるというような条件を入れる必要があるのではないかという気がするのです。

津波避難ビルの下に地域防災の拠点と。これはマンションにおいても地域防災の拠点にある程度しよう。地域のコミュニティ空間を設けるといってもその辺とかかわってくるのではないかと思います。ここに何か建てるという場合は、できるだけ公共性を確保することが必要なのではないかと思います。ここは新潟の価値なので、ほかの地域とは絶対に違おうと考えて、何が何でも公共的な場所にしなければいけないのではないかという感じ。意見です。

(大熊会長)

今回のメディアシップの造り方なども、随分、今までの建物の造り方と変わってきていると思います。いざというときに防災拠点になるようなことを最初から考慮して建物が設計されています。わざわざ駐車場をつくらなかったとか、社員食堂をつくらなかったとか、そういう意味で、メディアシップというのは新しいコンセプトでつくられていて、まちなかに賑やかさをつくっていきたいという意思が表れていると思いますけれども、マンションの場合は、今のマンションはセキュリティが非常に高いマンションが求められていて、そのプライバシーをどう守るのかということと、公共的なところに貢献するマンション

というところで、今までのマンションのつくり方に対する発想を変えていかなければいけないだろうと思います。

3.11以降、少しずつ変化はあるだろうと思うのですけれども、建物のあり方、それは西村さんや黒野さんにかかわっているのかもしれないと思うのですけれども、建物をどのようなコンセプトでつくっていくのか。高度成長期と今までと3.11以降のこれからの建物のあり方、その辺を大いに議論して、新聞にもどんどん書いてもらったり、テレビでも話をしてもらおう中で、皆さんの理解が得られて、少し進むのではないかと思います。急に言っても、多分、ここのマンションはセキュリティが高くつくるのでだめですということになるのではないのでしょうか。

その辺で、西村先生や黒野先生からご意見はないですか。

(西村委員)

景観の部分については景観アドバイザー会議で2回ほど検討しました。今までの皆さんの意見が多様であるように、景観アドバイザー一人一人の意見も違っています。全体をまとめると、ディテールが捨象されてしまうので、一人一人の意見を簡単にご説明しておきたいと思います。まず私から、私はこの提案には否定的です。先ほど中村委員からありましたけれども、萬代橋を見るものとして考えるのも必要で、そのときに、萬代橋と橋詰めの都市空間を次の世代にどのような形で残すかという議論に景観のコントロールというのはつながるのだと思います。ここの高さを抑えて、きちんと残しておくというのが新潟市民としての務めだと私は考えています。弥彦山を見るということももちろんありますが、駅の方から萬代橋を見ていて、古町の方向に向かう直角の視線も大事で、そこに背の高い部分が萬代橋の橋詰めの間際にくるのはあまりよくないと考えています。これは私の考え方です。

橋本学先生は色の先生ですが、この先生は段階的な構成は可ではないかと考えています。しかしながら、50メートルまででしようとおっしゃっています。それ以上に越えないと。30メートルに落として50メートルくらいまで段階的にやっていくということです。これも最終的には次世代を視野に入れた萬代橋と中心地の合意形成が大切なのではないかとということでございます。

野俣先生は植栽の先生です。この先生は賛成です。高さ制限の緩和の細かい内容については今後の検討課題ですとおっしゃっています。特に萬代橋周辺に緑地としての空間を設けることは賛成だということです。

畠中先生はサインの先生です。畠中先生は賛成です。新潟という地域の中でこれからどのように景観をつくっていくかというのは、先進的に考えていけばいいのではないかと。その一つの手段だろうということでございます。

橋本浩一先生は建築の先生です。この先生も賛成されています。未整備の手法は特定財源等の導入と民間資金の活用を積極的にやりなさいということです。しかし、住民の合意形成といろいろな専門家がそれぞれの分野から意見を出して、それを計画に反映することがとても重要だということです。

景観アドバイザーではそういった意見がありました。恐らく多様な見方があるし、どれが正解かということも決められないのですけれども、我々としてはけっこう重要な問題だ

と思っています。一時的にしろ、川沿い 100 メートルの帯で 50 メートルの高さ制限された状況を受けて、それをどうするかというのは、我々が死んだ後の次の世代の問題でもあるので、それをしっかり考えていくべきではないかと思います。

(大熊会長)

私もいつも思っているのは、直角の視線といいましたけれども、萬代橋に向かって歩いてきて、萬代橋のところへ来たときにひらけてきて、そのときに、それまでのビル感じと萬代橋に出たときの川の感じ、その辺ももう少し考えておいたほうがいいのではないかという気はします。歩く人がどれくらいいるかですけれども、車に乗っていると全然感覚は違いますけれども、私はよく歩いていて、東から来る場合と西側から来る場合と少し感じが違うのです。その辺も重要な視点ではないかと思いました。

そのほかにいかがでしょうか。

(佐藤妙子委員)

エリアごとのきめ細かな景観形成というのがありますが、賑やかな場所というのは、例えば目の前の模型がつくってある場所については分かるのですが、それ以外の、昭和大橋から本川大橋までにかかる地域というのは、寂しい地域といいますか、県庁近くなどのあまり高い建物が見られないところについて、これからの市の構想といいますか、今回の建物のチェックのほかに、何か考えがあるのでしょうか。

(事務局)

分かる範囲内でお答えします。今おっしゃられたエリアについてですけれども、今、お話がありましたのは、昭和大橋から上流側のほうですけれども、こちらにつきましては、今、耐震補強工事が右岸、左岸と今年いっぱいくらい続くという話も聞いております。まだやすらぎ堤等の整備もなされていない部分もこの間にはいくつかあります。そういった部分については、やすらぎ堤の整備も今後順次やっていただけるのではないかと期待しているところではあります。

(佐藤妙子委員)

ユニゾンプラザと昭和橋の道が通行できるようになりまして、みんなびゅんびゅんと車を飛ばしている場所ですけれども、やすらぎ堤の耐震工事は始まっていないのですが、右岸のほうも計画に入っているのでしょうか。

(大熊会長)

右岸もやる予定のはずです。

(事務局)

先週の市報にいがたでもご案内したとおり、右岸の耐震工事についても今後随時、千歳大橋から八千代橋、萬代橋までやっていくようなことで計画に入っています。

(佐藤(妙)委員)

ユニゾンプラザのそばに鉄橋があつて、あの工事にすごく時間がかかっている、それこそ景観に悪いなど。ユニゾンプラザのそばの鉄橋工事にすごく時間がかかっています。新しい鉄橋が架かるのかもしれませんが、いつまでたっても終わらないような工事をやっているのです。昔の古い鉄橋で、古めかしくなっていて、景観を害するような鉄橋なのです。住民としては気になるのですけれども。あれは補強工事なのですか。

(加藤委員)

あそこは駅を造るのではないですか。

(高橋猛委員)

連立の影響で、あそこにもう1線入ってくるので、橋を拡幅しているのです。古い橋なので、壊れないように時間がかかっているのです。

(佐藤妙子委員)

架け替えるわけではないのですか。

(高橋猛委員)

あそこにもう1線入るために広げているのです。

(佐藤妙子委員)

いつまでたっても終わらないのです。

(大熊会長)

多分、もっとかかるのです。10年くらいかかるのでは。

(佐藤妙子委員)

昭和大橋からユニゾンプラザへの一方通行が通ったので、すごく便利なのですけれども。

(高橋猛委員)

そこが通ったので、あそこを止めて工事がやっとならなくなったということです。

(佐藤妙子委員)

前からですよ。

(高橋猛委員)

止められなかったところを止めて、本格的に工事をやることになっているのです。

(高橋猛委員)

今日感じたところを少し。今、いろいろと幅広く議論されているので、皆さん、頭の整理が難しいのではないかという気がしているのですけれども、一つは、川沿いの景観のどういったところを目的にするかとか、なぜやるかとか、それが最初のとっかかりのところ、そこをしっかりとしないと、最後の規制のところ、民地に規制をかけるわけですので、その根拠が非常に厳しくなってくると思うのです。今、なぜこの景観を大事にするのだという最初のところ、そのためにはどのような形でやればいいのかという方法論のところ、最後、どのような規制をして、どのように誘導するのかということがあると思うのですけれども、それを今三つ一緒にやっているのではなかなか分かりづらいと思います。

私を感じたのは、最初の、どのような景観を何のためにやるのかというところで、皆さんの発言の中でヒントになったのが、一つは、先ほど中村委員が言われた公共的な空間ということで、川から百メートル部分も含めて防災の面も考え非常に公共的な場所なのだという位置づけをやるということ。もう一つは、先ほど西村先生が景観アドバイザーの方の意見を言われましたが、次世代に残すために大事な空間なのだということをもう少し強く言って、何のために景観を守らなければだめなのかという根拠づけをしっかりとやっていくことが大切だという感じがしました。それが最後の規制の目的のところにつながっていき、なぜ規制するのだと言われたときに、そのところで最後まとめられるのではないかという気がしました。眺望をどうするかということも当然あるのですけれども、なぜその

景観を守るかというところが大事かなという気がしました。

先ほどいろいろと聞いた中では、方法論として、やはり高さだけではなくて、例えば建坪率のとり方や、建物の隙間のとり方など、どうしても川沿いに間口を広げたいので、川に沿った面の隙間が少なくなってしまうということがあります。ときには眺望が阻害されたりということもあると思うので、そういうことなど方法論で考えることはまだまだあるのだなど。先ほど言いましたが、100メートルの間で高さだけが規制になって、川沿い面の隙間のとり方、建物との間のとり方が一つあります。

最後に、誘導の仕方のところで、先ほど言いました、よい影響を与えるものというところで市からご説明がありましたけれども、なかなかおもしろい表現だと思いました。景観、まちづくりにより影響を与えるもの場合にはボーナスということで、おもしろい表現だと思ったということは、何がよくて、何が悪いのかというのがあります。そのところはいろいろと考えなければいけないと思うのですけれども、そのときのボーナスのやり方も、先ほどの空間のとり方や建坪率のとり方などいろいろやる中で、景観に対して支障がないようにする、あるいはいい方向に行くというところに対してボーナスをやるというのは非常に分かるのですけれども、賑わいをつくるとか、地域のコミュニティをつくるということでボーナスをやるという、ボーナスの幅が広がって、事業者のほうはいろいろなアイデアを出してきます。そうすると、逆に景観じゃないところで、景観の影響とは別のところでいろいろなアイデアを出されて、そこでボーナスをもらうというのが出てくるのではないかとということが気になりました。ボーナスを与えるメニューは、景観に対する技術的なところに絞ったほうがよいのかなと。規制を与えてボーナスをやるという、私も同じような仕事をしようとしたときに、少し心配かなという気がしました。

(大熊会長)

何のためにやるのかというのは一番大事なところですね。そこら辺の哲学をきちんとつくっていく必要があるだろうと思います。

そのほかいかがでしょうか。

先ほども私が言いましたけれども、ほかの川の事例を研究されて、その中から得られるヒントといったものを少し整理していただくと、なぜここをこうしなければならないのかということが出てくるのではないかと思います。いずれにしろ、新潟の場合、信濃川という大きな空間があって、その空間を閉塞感を持つものにするのか、それなりに開放感のある空間を残していくのかという、そのところで一番大きな考え方が出てくるだろうと思います。先ほど熊本城などいろいろな話が出ましたけれども、新潟の場合、やはり信濃川しかなくなってしまうのではないかと気がします。その辺の考え方を少し整理していただけたら、説得力が出るものになってくるのではないかと思いますので、その辺は宿題でよろしく願いいたします。細かいところは専門家の皆さんに、建坪率や隙間などその辺はよくお考えいただければと思います。また次回を楽しみにしたいと思います。

よろしいでしょうか。何か言い残したことはあれば。

(佐藤妙子委員)

景観ルールづくりの基本的な方針の中に(3)市民・地域住民との合意形成というのがありますけれども、賑やかなエリアのマンション住民とか自治会長さんなどと、市との話し合

ということなのでしょう。具体的な内容を教えていただきたいと思います。

(事務局)

今のご質問でいきますと、よい影響を与えるものというところの考え方の一つに、賑わいの創出や地域コミュニティ。例えばマンションにお住まいになる方々とコミュニティ。先ほどありました津波避難ビルなど、地域とのかかわり、そういったところは今までなかったものをもっと強めるということで、地域の皆様と一緒にまちづくりに貢献できるのではないかと。そういったことで周辺の地域にいい影響を与えるのではないかとということで考えている点が一つと、もう一つ、開発構想における事前協議制度ということで、皆様の資料にもありますとおり、新しいルールに基づいて景観計画をつくらうとした場合、つくる前の段階で、計画をまとめる段階で、地域の皆様方や専門家、まちづくり、いろいろな関係者の方々と一緒になって、意見交換をしながら開発構想をまとめていって、まとめたものを次に設計なり、建築へ反映していくような事前協議、事前に相談できるような仕組みというものも同時に考えておりますので、こういった仕組みも入れるということで、地域との合意形成みたいなものが建築の前に図られるのではないかと考えております。

(大熊会長)

ほかにごいませんか。

それでは、始まってから 90 分を超えましたので、今日はこの辺で終わりたいと思います。途中で思いついたことがあれば、メールでも何でもけっこうですので、富田さんにメールや電話していただければと思います。

それでは、ほかにご意見がないようですので、今日はこれで終わりたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

事務局にお返しします。

(玉木まちづくり推進室長)

本日は委員の皆様から多くの意見をちょうだいいたしました。感謝申し上げます。今後の景観行政、屋外広告行政の推進にあたって、引き続き、委員の皆様方のご協力を賜りながら、新潟市の景観形成に取り組んでいきたいと考えております。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 21 回新潟市景観審議会を閉会いたします。